

監委公告第 1 号
平成31年1月21日

熊本市監査委員 鈴木 弘

熊本市監査委員 齊藤 聰

熊本市監査委員 宮本 邦彦

熊本市監査委員 高島 剛一

監査結果に基づき市長等が講じた措置について

監査結果に基づき、又は監査の結果を参考にして講じた改善策について、熊本市長等より通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

目 次

監査委員監査の結果に係る措置

○一般・特別会計定期監査

平成 28 年度	財務	1
平成 29 年度	財務	3
平成 29 年度	工事	12

○公営企業会計定期監査

平成 29 年度	財務	15
平成 29 年度	工事	16

○財政援助団体等監査

平成 28 年度	財務	18
平成 29 年度	財務	20

○行政監査

平成 29 年度	21
----------	-------	----

(関係条文)

・ 地方自治法第 199 条第 12 項

監査委員から監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><各部署における雇用手続きの誤りについて></p> <p>平成26年度の定期監査で「意見」として、各課における嘱託職員・臨時職員の雇用手続きの不備について報告したが、その後も同様の事例が散見された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・嘱託職員の再任何いの決裁権者の誤りや、記載内容の不備 ・嘱託職員の勤務条件通知書において、労働基準法等に基づき明示すべき事項が欠けている旧様式の使用 ・通勤費用相当額認定願において、未提出、旧様式の使用、所属長までの確認印漏れ、距離測定資料の添付漏れ <p>「意見」を受けて、人事課からも注意喚起する通知等が発せられたが、各課の認識の差は是正されていない状況である。その要因の一つとして、雇用事務に関する情報は人事課からの通知等により個別に周知されており、一連の手続きを適正に行うためには、複数かつ最新の通知内容を把握しなければならないことが挙げられる。</p> <p>今後、同じような誤りを繰り返さないため、また、初めて業務を行う職員でも適正な事務が行えるよう、嘱託職員等の雇用時から退職時まで一連の事務手続きをマニュアル化したものを整備されたい。</p>	<p>嘱託職員等の雇用時から退職時まで一連の事務取扱マニュアルを制定し、各課（室）に配布した。</p>	<p>平成30年3月20日</p>

指摘事項等	
<p><給付事務における非効率な手続きについて></p> <p>障がい保健福祉課が制度等の統括となる重度障害者日常生活用具給付事業は、その一部において、競争見積りにより給付業者が選定されているが、価格の制限なく、参考見積書徴取、競争見積りなどを行うことが要綱等で定められている。</p> <p>しかし、当事業の窓口である各区役所の福祉課での現状を見ると、安価な物ほど、参考見積書とカタログ価格が同じものや、複数の登録業者に見積書提出を依頼しても1者しか提出がないものなどの事例が散見され、それぞれの施行伺いの作成も含め相当の事務が発生していた。</p> <p>通常、市が物品を購入する場合、予定価格が5万円以下ならば、1者からの見積書徴取で契約が可能であるが、当事業は、場合により給付申請者が1割負担することもあるので、5万円以下の如何を問わず競争見積りなどを行うことが定められているものである。しかし、安価な物ほど、事務手続きに時間が掛かる割にはその効果が表れず、市側だけでなく対外的にも必要以上の負担となっている状況であった。</p> <p>現在、本市においては全庁的な時間外勤務縮減の取組みが行われ、効率的な事務の執行が求められている。当事業においても、現行の手続きが真に必要なものかを検討し、より効率的な事務となるよう改善されたい。また、各区役所福祉課を監査する中で、区役所制になり5年が経過し、主務課と各区役所の現場との意識のズレが生じているという意見も挙がっている。今後は、実情を知る現場の声を聞いたり、具体的な提案を聴取するなど、共に改善していく意識を持って取り組まれない。</p>	
措置内容	措置日
<p>予定価格5万円以下の見積り合せについては、平成30年4月1日から1者見積書徴取にて対応するように改めた。</p> <p>この見直しにより、受付窓口の事務軽減と申請から納品までの期間短縮により利用者の利便の向上が見込まれる。</p> <p>今後利用者は、業者からの見積書の提出が必要になることから、市政だより及び市ホームページでの広報、障がい者団体等の長宛に制度の変更についての文書の発出を行った。</p> <p>登録業者に対しては、利用者の負担増に繋がらないよう配慮し、利用者から見積書作成の依頼があった場合、これまで同様丁寧な対応をしていただくよう協力依頼の文書を発出した。</p> <p>各受付窓口への周知は、福祉課長定例会議で説明を行ったほか、総合出張所には個別に出向き事務取り扱いについて説明を行った。</p> <p>今後、事業を実施していく上で課題等が発生したときは、各区の担当者と意見交換を行うなど一体となって改善に努めていく。</p>	平成30年4月1日

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><切手、はがき及びI Cカードの不適切な管理について></p> <p>切手、はがき及びI Cカードの管理において、次のような事項が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（額面）（使用簿残数）（現物残数） <p>切手 82円 399枚 392枚</p> <p>金券については、換金性が高く、盗難・紛失などの事故に繋がりやすい要素があり、現金と同様の適切な管理が求められる。このようなリスクが高い事務であることを改めて認識した上で、定期的に残数の確認をするなど再発防止の対策を講じられたい。</p>	<p>金券等（切手及び交通I Cカード）について、総務班で一括管理を行い、毎月月末締めで、利用状況（残高や残数）の確認、管理簿との突合、管理簿の記載内容の確認を2名体制で実施することとした。</p> <p>今後も引き続き、金券等の適切な管理に努めていく。</p>	<p>平成30年2月1日</p>

指摘事項等	
<p><補助金交付確定事務の未執行について> 補助金交付確定事務において、次のような事項が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度に交付した補助金において、実績報告書を徴取していないものや、交付確定が行われていないものがあった。 <p>(実績報告書を徴取しておらず交付確定未執行のもの) 平成 28 年度熊本市社会福祉協議会運営補助金 平成 28 年度要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金 平成 28 年度福祉金庫貸付事業運営補助金 平成 28 年度熊本市民生委員児童委員協議会活動推進費補助金</p> <p>(実績報告書は徴取しているが交付確定未執行のもの) 平成 28 年度日常生活自立支援事業運営補助金 平成 28 年度熊本市民生委員児童委員協議会運営費補助金</p> <p>補助金の交付確定は、補助事業完了後に提出された実績報告が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているか否かを審査し、補助金の交付額を確定させる事務であり、審査の結果次第では、補助金を減額し返還させることもあり得るものである。また、概算払を行った場合には、同一年度内に履行確認を行わなければ、その会計年度の所属区分とならないものである。</p> <p>交付確定は補助金交付事務において重要な事務であることを認識し、補助事業が完了した後は確実に補助事業者に実績報告をさせるとともに交付確定を行われたい。</p>	
措置内容	措置日
<p>実績報告書を徴取していないものは徴取し、交付確定を行った。また、実績報告書は徴取しているが、交付確定を行っていないものは交付確定を行った。</p> <p>今後は、補助事業の年間スケジュールの作成・活用によって、補助金交付事務の進捗管理を担当者から管理職まで定期的に行うなど、組織的に対応することとした。</p>	平成 30 年 3 月 31 日

指摘事項等	
<p><補助金交付確定事務の未執行について> 補助金交付確定事務において、次のような事項が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度熊本BBS会運営事業補助金において、実績報告書を徴取しておらず、交付確定が行われていなかった。 <p>補助金の交付確定は、補助事業完了後に提出された実績報告が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているか否かを審査し、補助金の交付額を確定させる事務であり、審査の結果次第では、補助金を減額し返還させることもあり得るものである。また、概算払を行った場合には、同一年度内に履行確認を行わなければ、その会計年度の所属区分とならないものである。</p> <p>交付確定は補助金交付事務において重要な事務であることを認識し、補助事業が完了した後は確実に補助事業者へ実績報告をさせるとともに交付確定を行われたい。</p>	
措置内容	措置日
<p>実績報告書を徴取していないものは徴取し、交付確定を行った。</p> <p>本事案については、再三の催告にもかかわらず事業者から実績報告書が提出されなかったことによるものであり、今後は、事業終了後の速やかな実績報告書の提出を求め、確実に補助金の交付額を確定のうえ交付を行うようにした。</p>	平成30年2月7日

平成 29 年度 一般・特別会計定期監査（財務）結果に対する措置状況報告書

健康福祉局 保健衛生部 国保年金課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><金庫管理の不徹底について> 課所有の金庫において、次のような事項が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用簿が作成されていない「レターパック 500」が 10 枚置かれていた。 ・国保年金課の宛先で郵送され平成 26 年 6 月 1 日の消印が押された封筒の中に、現金 41,000 円が入っていた。 <p>平成 28 年度の定期監査の指摘事項として、全庁的な金庫管理の不徹底について報告したことを受け、平成 29 年 6 月にコンプライアンス推進室から金庫内保管物の点検依頼が各課に行われ、また、同年 9 月には点検後の事後確認依頼が各局に行われていたが、国保年金課においては上記のレターパックや現金の存在に気付いておらず、点検報告書にも記載がなかった。</p> <p>点検で全てを隈なく確認していれば、金券等の存在に気付かないということもあり得ず、点検後にこのような状態であるということは、全庁を挙げて取り組んだ点検自体の信頼性を損なうものである。金庫管理の重要性を再認識し、定期的に金庫の点検を行うとともに、金券等の管理を徹底されたい。</p>	<p>金庫内の保管場所を区分し、班別の管理をすること、金庫内を年に複数回全班で一斉確認するように改めた。</p> <p>①レターパック 10 枚は、外部への送付用に全て使用した。</p> <p>②現金 41,000 円は、雑入として歳入処理を行った。</p>	<p>①【レターパック】平成 30 年 1 月 23 日</p> <p>②【現金】平成 30 年 3 月 27 日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><業務委託契約の未締結について></p> <p>「ひごまる」おもてなし事業業務委託契約(契約期間平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)において、監査時(平成30年1月12日)に契約書が作成されておらず、契約が締結されていなかった。なお、契約締結伺と契約書(案)は作成されており、この契約書(案)には委託料支払内訳書が添付され毎月の支払金額が記載されていたが、支払は行われていなかった。</p> <p>また、首都圏からの観光客誘致業務委託契約(契約期間平成29年7月5日から平成30年3月26日まで)においても同様に、契約書が作成されていなかった。</p> <p>地方自治法第234条第5項では、民法の特則として、普通地方公共団体が契約書を作成する場合には、普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印をしなければ、その契約は確定しないと規定されている。</p> <p>今回の件は、契約書(案)は契約締結伺に添付されているものの、記名押印された契約書はなく、契約は未確定の状況であるにもかかわらず委託業務が実施されており、不適正な業務執行と言わざるを得ない。</p> <p>相手方と早急に契約書を取り交わすとともに、速やかに支払事務を行われたい。</p> <p>また、今後の事務執行に当たっては、関係法令等を遵守されたい。</p>	<p>指摘後、速やかに相手方と契約書を取り交わすとともに、支払いも行った。</p> <p>業務委託契約の未締結が起こった原因としては、課内でのチェック体制の不備及び、契約相手方(受託者)との連絡調整不足等であると考えられる。</p> <p>改善措置は、平成30年度から「契約事務チェックリストの活用」の徹底及び、「管理監督者による定期的な契約・支払状況の確認」を実施。</p> <p>また、年に少なくとも1回契約政策課による課内での契約事務研修を実施することで周知徹底を図る。</p>	<p>平成30年4月1日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><修理内容等が類似した案件の個別契約について></p> <p>修理内容が類似している以外にも予算科目、見積書徴取先、主務課長との随意契約事前協議日、実施同等起案日、契約日及び契約期間が同じであるなどの共通点が非常に多い次の3案件において、空調設備の系統の違いや修理の必要性を認識した日の違いを理由に個別の随意契約が行われていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火の君文化センター内健康センター系統空調機修理（契約額：442,800円） ・火の君文化センター冷暖房設備（冷温水ポンプ）修理（契約額：756,000円） ・火の君文化センター第一種冷凍設備（チラー）冷温水ポンプ修理（契約額：313,200円） <p>同時期に内容が類似した業務が発生した場合、まずは1案件にまとめて契約することを検討すべきである。これは、上記の3案件をまとめて1案件とした場合は入札を行うこととなり、より安価に契約できる可能性が十分に考えられるためである。</p> <p>地方自治法第2条において、事務処理に当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げなければならないという責務が課せられていることから、安易に随意契約を行うことは、法の趣旨に反するとともに経済性を損ねる可能性もある。契約事務に携わる場合は、このことを十分に認識した上で契約方法を検討されたい。</p>	<p>契約の事務処理に当たっては、今回の指摘事項を教訓とし、適切な契約事務の執行に努めていく。</p> <p>今回の指摘事項については、交流室内の全職員に対して、その内容を周知するとともに、同様の案件に際しては、契約方法を十分に検討し適切な契約方法をとるよう徹底した。</p> <p>また、契約担当者においては、契約事務研修への参加によりスキルアップなどに努めた。</p>	<p>平成30年5月11日</p>

平成29年度 一般・特別会計定期監査（財務）結果に対する措置状況報告書

教育委員会事務局 学務課

指摘事項等	措置内容	措置日																					
<p>[指摘事項1] 切手、はがき及びICカードの不適切な管理について</p> <p>切手、はがき及びICカードの管理において、次のような事項が見受けられた。</p> <table border="1" data-bbox="233 860 572 1323"> <thead> <tr> <th>額面</th> <th>使用簿 残数</th> <th>現物 残数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切手 82円</td> <td>36枚</td> <td>32枚</td> </tr> <tr> <td>切手 20円</td> <td>9枚</td> <td>8枚</td> </tr> <tr> <td>切手 2円</td> <td>15枚</td> <td>11枚</td> </tr> <tr> <td>往復 はがき</td> <td>4枚</td> <td>1枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>(江南中学校)</p> <table border="1" data-bbox="233 1406 572 1619"> <thead> <tr> <th>額面</th> <th>使用簿 残数</th> <th>現物 残数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切手 2円</td> <td>15枚</td> <td>11枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>(西原中学校)</p>	額面	使用簿 残数	現物 残数	切手 82円	36枚	32枚	切手 20円	9枚	8枚	切手 2円	15枚	11枚	往復 はがき	4枚	1枚	額面	使用簿 残数	現物 残数	切手 2円	15枚	11枚	<p>平成30年4月27日に開催した、小中学校の事務担当者を対象とする「学校配当予算説明会」において、切手等の金券は現金と同様、適切な管理が求められることについて再認識するよう説明するとともに、「会計事務のポイント」に定められた様式を使用し、適切に記録すること、定期的に、複数人で残数を確認することなどを周知徹底し、再発防止に向けた対策を講じた。</p>	<p>平成30年4月27日</p>
額面	使用簿 残数	現物 残数																					
切手 82円	36枚	32枚																					
切手 20円	9枚	8枚																					
切手 2円	15枚	11枚																					
往復 はがき	4枚	1枚																					
額面	使用簿 残数	現物 残数																					
切手 2円	15枚	11枚																					

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>[指摘事項1] 切手、はがき及びICカードの不適切な管理について</p> <p>ナイストライ用のICカードについて、監査時点で43枚購入されていたが、内13枚の存在が不明であった。また、存在が確認できたICカードの中で、使用簿が未作成のものや使用簿の作成がマニュアルに沿っていないものがあった。(楠中学校)</p>	<p>存在が不明であったナイストライ用のICカード13枚については、学校に調査した結果、平成30年4月10日、全て存在が確認できた。</p> <p>平成30年4月19日に開催した、ナイストライ担当者（教諭）を対象とする「ナイストライ事業説明会」において、ICカードは金券であり、現金と同様、適切な管理が求められることを再認識するよう説明し、実情を踏まえ、適切な枚数を購入すること、購入後は直ちに使用簿を作成し、記録することなどを周知徹底した。</p> <p>平成30年4月27日に開催した、学校事務職員を対象とする「学校配当予算説明会」において、事務職員と教諭とが連携し、適切に管理するよう、周知徹底した。</p>	<p>平成30年4月10日</p> <p>平成30年4月19日</p> <p>平成30年4月27日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>〔指摘事項6〕災害共済給付金の支払不備について</p> <p>災害共済給付金の支払に当たっては、健康教育課と学校が緊密に連絡を取り合うとともに、学校においては学校長口座への振込みの確認を適切に行われたい。また、災害共済給付金を学校長口座に滞留させることなく速やかに保護者へ支給されるとともに、現金の取扱については、職員の立替払いをすることがないよう事務処理の適正化を図られたい。更に、領収証については適正に支払った証拠となるものであることから、適切な管理を行われたい。</p> <p>・災害共済給付金が学校長口座に振込まれる前に、職員が現金を立て替えて保護者に支払っていた。なお、学校長口座に振込まれたその給付金については、入金から4箇月以上経過した監査時点でも払い出されていなかった。（五福小学校）</p> <p>・災害共済給付金が学校長口座に振込まれて4箇月以上経過しているにもかかわらず、払出が行われておらず、保護者へ支払われていなかった。（城南小学校）</p> <p>・災害共済給付金が学校長口座に振込まれてから保護者への支払のための払出しまでに約2箇月を要するなどしていたことから、保護者への支払が遅くなっていたものが複数件あった。（向山小学校）</p> <p>・災害共済給付金を保護者へ支払った時に受領した領収証が、保管されていないものがあった。（楠中学校、北部中学校）</p>	<p>全学校に対し、下記の3点について周知徹底を行っていく。</p> <p>① 現金の取り扱いに関する事務を行う際、養護教諭が中心となるが、それを事務職員がチェックとサポートを行い、必ず校長に報告する。</p> <div data-bbox="611 819 1209 1211" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <pre> graph TD Principal[校長] -- 指示 --> Nurse[養護教諭] Principal -- 指示 --> Staff[学校事務職員] Nurse -- 報告 --> Principal Staff -- 報告 --> Principal Nurse <--> 連携・協力 Staff </pre> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付金口座振込通帳払出 ・ 現金受渡し、領収書作成 ・ 給付金振込口座通帳確認※ ※給付の有無に関わらず毎月実施 </div> <p>② 教育委員会「学校訪問」での確認項目を次のとおり改める。</p> <p>(1) 支給対象者と支払額の一覧（支払通知書）</p> <p>(2) 領収書綴</p> <p>(3) 通帳</p> <p>※従来は(1)と(2)の確認のみだった。今後は(1)と(3)を突合させ、支払い漏れがないかどうかをチェックしている。</p> <p>③ 『日本スポーツ振興センター災害共済給付金申請・支払事務の手引き』を作成し、養護教諭研修会において保護者支払業務の注意事項確認を徹底する。</p> <p>※将来的には現在導入検討を進めている学校徴収金システムに、保護者口座へ直接振込をする機能を付加する方向で検討していく。</p>	<p>① 平成30年8月27日</p> <p>② 平成30年5月30日</p> <p>③ 平成30年8月27日</p>

指摘事項等	
<p><計画通知漏れによる工事の中断について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事名 動植物園正面ゲート他災害復旧工事その 2 ・工事期間 平成 29 年 2 月 14 日から平成 29 年 11 月 30 日まで <p>本工事は、熊本地震で損壊した正面ゲートの修復、倒壊した東屋や友誼亭(ゆうぎてい)の建替えなどの工事である。</p> <p>本工事で計画されていた東屋 2 棟(床面積各約 8 m²)の建替えと、1 階の鉄筋コンクリート造部分を残して倒壊した友誼亭(床面積約 70 m²)の 2 階部分の復元に関しては、少なくとも着工までには建築基準法に基づく計画通知(※1)の手続きが必要であったにもかかわらず、その通知が行われていなかった。また、通常、市が建築工事を発注する場合に実施する計画通知の要否に関する関係部署との事前協議さえ行わないまま、工事を発注し現場着工されていた。</p> <p>しかしながら、その後、新たに着任した建築職職員がこのことに気付き、計画通知が必要な部分については未だ着工前であったことから、直ちにその部分の工事を中断させていた。</p> <p>今回の非違発生は、年度途中で退職した担当職員から、市が定める事務引継ぎが適正に行われなかったことが一因であったと考えられることから、事務引継ぎの徹底を図るとともに、加えて所属職員の契約事務のスキルアップや工事における管理体制の強化に努めるなど、再び同様な事態を招くことがないよう、組織を挙げて有効な再発防止策に取り組まれない。</p> <p>※1:今回の工事は、建築基準法第 6 条第 2 項及び同第 18 条第 2 項に基づき、対象建築物が基準法に適合していることを確認するための計画通知が必要。</p>	
措置内容	措置日
<p>今回の事態に至った主たる原因が、本工事を担当していた唯一の建築専門職員が年度途中で退職したものの一切業務引継ぎが行われなかったこと、そもそも本工事の詳細を知る者が当該職員一人であったことの二つであることから次の再発防止策を図った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の専門工種にかかわらず、主査を含め担当者 2 名体制を堅持するとともに、必要な専門性については班内における OJT などで対応する。 2 年度途中の担当者の退職も含め、改めてルールどおりの業務引継ぎを徹底する。 <p>なお、指摘にあった東屋 2 棟と友誼亭は、それぞれ計画通知の手続きを終えており、平成 31 年 2 月に建築指導課による完了検査を受検見込み。</p>	平成 30 年 4 月 1 日

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><土留工の設置を怠ったことについて> 工事名 熊本駅南線外道路築造工事 工事期間 平成28年11月2日から平成29年7月31日まで</p> <p>本工事は、熊本駅西土地区画整理事業として進めている都市計画道路熊本駅南線と区画道路の整備を行うもので、新しく建築された市営春日第2団地や春日地域コミュニティセンターへの進入路と連続立体交差事業の工食用道路を改良する工事である。</p> <p>あらかじめ市側の承認を得ていた施工計画書の中で、掘削深さが1.5mを超える部分については土留工を設置することとしていた。しかしながら、実際の施工では、一部に地盤改良されていた部分があったことから、1.5mを超えていた部分について市側の了解を得ることなく直掘りで掘削し、土留工を設置しないまま作業を行っていた。</p> <p>そもそも、発注者である市が承認した施工計画書に関して受注者がその内容の変更を行おうとする場合は、改めて承認が必要なことは言うまでもない。特に作業員の安全に係る重要な事項に関して慎重かつ正確な検討を行うことなく、また市側の了解を得ないまま受注者単独の判断で変更を行ったことはいずれも必要な手続きを怠ったものと言わざるを得ない。今後、再び同様の事態を招くことがないように、受注者に対し指導を徹底されたい。</p>	<p>結果的に、作業員の安全上極めて重要な土留工の設置を怠ったことは重大であり、一旦市側が承認した事項に関し、受注者の判断のみで変更したことがその主たる原因と認められることから、次の再発防止策を図った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 所内の工事担当職員に対し、改めて土工における矢板の重要性を説くとともに、工事監理における発注側の承認事項とその取り扱いルールの明確化を行った。 2 以後、工事監理、特に工事の開始に際し、安全対策なども含め市側の承認事項とその取り扱いルールを受注者に対し、文書などにより明確に示すこととした。 <p>なお、監査結果を受け、平成30年3月、本工事の受注者に対し直接嚴重注意を行った。</p>	<p>平成30年3月20日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><業務委託契約の不適切な履行期間について></p> <p>業務委託名 平成28年熊本地震災害秋津団地復旧設計業務委託</p> <p>履行期間 平成29年1月20日から平成29年5月31日まで</p> <p>本業務委託は、熊本地震で損壊した秋津団地7棟の杭の復旧にかかわる工事の設計などの業務委託である。</p> <p>本業務委託に関して平成28年度内の完了が困難な状況となっていたことから、次年度までの予算を確保するため、平成29年第1回定例会に繰越予算案の提出を行う予定としていた。</p> <p>この場合、本来、平成28年度予算に基づき当該年度末を期限として契約を行った後、繰越予算案成立後に改めて次年度にわたる工期の変更契約を行うべきところ、錯誤により誤って年度を跨いだ契約を行っていたものである。</p> <p>契約事務における極めて基礎的な事項に係る誤りが、複数課にわたる決裁の中で見逃されて契約に至ったことは看過しがたい。</p> <p>今後、同様の事態が起こらぬよう、必要な研修やチェック体制の見直しなどにより、確実な再発防止を図られたい。</p>	<p>今回の件について、今後、同様の事態が起こらないように、当課全体で研修を行い、会計年度の原則、年度間繰越を行う際の手続き等について周知徹底を行い、関係課についても同様に周知徹底を行った。</p> <p>また、業務発注の際にチェックリストを使用していたが、繰越に関する具体的な手続きについてのチェック項目がなかったため、項目の追加を行い、確実にチェックできるように改善を行った。</p>	<p>平成30年4月18日</p>

平成29年度 公営企業会計定期監査（財務）結果に対する措置状況報告書

病院局事務局 医事企画課、植木病院事務局

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><例月出納検査の提出書類の不備について></p> <p>地方自治法の規定に基づき監査委員が行う例月出納検査において、以前より、提出された試算表の不備について幾度となく指導してきたところであるが、今年度も、試算表の借方、貸方の不均衡が二度あるなど、事前に確認しないまま提出したと見られる不備の事例がいくつか見受けられた。</p> <p>病院局内の手続きを確認したところ、月締め処理では試算表における現金等の照合は行うが、全体的な内容確認は行わず例月出納検査へ書類を提出し、事実上、監査側に内容確認を任せている状態であり、改善が図られていなかった。</p> <p>地方公営企業法施行令第9条第2項で「地方公営企業は、その事業に関する取引について正規の簿記の原則に従って正確な会計帳簿を作成しなければならない。」とあることから、例月出納検査の提出書類における確認体制の見直しを行われたい。</p>	<p>次のとおり対応している。</p> <p>①例月出納検査を受けるまでの流れを改めて病院局内に周知するとともに、月締めの処理を迅速に行いチェックに余裕をもたせる。</p> <p>②チェックリストを作成し、担当→主査→副課長によるトリプルチェックを毎月9日までに行う。</p> <p>③毎月10日に公認会計士による検査を実施する。</p>	<p>平成30年7月31日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>工 事 名 木原浄水場外6件解体工事 工事期間 平成29年2月7日から平成29年3月29日まで</p> <p>①受注者提案に基づく設計変更等について ひとつの旧施設の解体現場において、当初予定されていた石積みの取り壊しを行ったところ、裏面地盤の崩壊やその上に設置された既存ブロック塀の転倒の危険が生じたことから、これを防止するため受注者からブロック塀の設置の提案があったものの、十分な技術的検討を行わないまま土留めとして採用していた。</p> <p>また、その構造や仕様に関する提案についても施工が先行しており、結果として十分な精査と検討を行うことなく工事を行っていた。</p> <p>更に、変更契約の基礎となるべき設計変更図面には、新たに設置したブロック塀の構造や仕様に関する記述が一切なく、市側担当者にあっては、基礎の構造、鉄筋の径や配置間隔など、それら基本的事項について、工事が完了してもなお承知していなかった。</p> <p>背景として、本旧施設の解体に必要な造成に関する知識を有する技術職員が対象課に不在のうえ、工事の発注が熊本地震による多忙な時期が続く中、全く造成工事の発注経験がない機械系技術職員を担当に充てざるを得なかった厳しい状況は理解できるものの、今回の事態を回避できる方法がなかったのか改めて検討され、今後はその結果に基づいて、工事管理業務の一層の適正化に努められたい。</p>	<p>工事の発注と工事監理に関わる背景については監査での指摘どおりであったものの、結果として本工事を執行するに足りる十分な態勢を整えることができなかったことが主たる原因と認められることから、次の再発防止策を図った。</p> <p>1 工事監理に必要な専門知識を有する職員を担当者として充てることを原則とするとともに、課内に当該職員が不在の場合には、局内で他課やその職員の支援を得ることができるよう、上下水道局全体としての協力体制を構築することとした。</p> <p>2 更に、なお不足する場合には、設計を専門業者に委託するなどの方法により、必要な専門性の確保に努めることとした。</p> <p>なお、局内の工事担当職員に対し会計・契約事務及び工事監査研修会の席上、今回の監査結果とこれに対する今後の対応についての情報共有、今後の局内協力体制構築への協力依頼などを行った。</p>	平成30年1月16日

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>②工事目的の達成不足について</p> <p>前項現場では、当初設計で予定していた石積みの取り壊しを行った結果、その裏面地盤の崩壊が危惧される事態となり、これを防止するためブロック塀を設置したもののその効果は不明であり、また裏面地盤の一部は雨ざらしで法面が一部崩壊を始め、既にその上に設置してある既存ブロック塀の基礎の一部が露出し、降雨による崩壊の拡大とともに転倒が懸念される結果となっていた。</p> <p>工事が完了したものの、財産処分のため敷地を平坦な更地にするという工事の当初目的が達成されなかったばかりでなく、隣接地の地盤の保全を含め、新たな危機が生じることとなり、公共事業にとって重要である安全の確保がなされていないと言いがたい。</p> <p>現状では当該施設の敷地への立入が規制されていないため公衆災害も予想されることから、管理上の措置なども含めて早急に安全を確保するとともに、現状を踏まえたうえで、本来の事業目的とこれを達成するための最善の方法について改めて慎重な検討を行ったうえで、効果的かつ経済的な敷地管理に努められたい。</p>	<p><工事結果に関する措置></p> <p>指摘に係る本工事の結果については次の措置を行って、敷地の安全確保と工事目的の達成を図った。</p> <p>①設計変更で追加したブロック塀については裏面の崩壊防止を目的にこれを撤去し、当該部分の露出した面は必要な斜度の法面とし、侵食防止のための芝張りを施した。</p> <p>②残置した旧配水池躯体の全体についても、その転倒防止を目的に、同様に必要な斜度の法面を取って芝張りした盛土で支持を行った。</p> <p>③敷地における公衆災害の防止を目的に、道路との境界に立入防止用フェンスを設置した。</p> <p><再発防止策></p> <p>熊本地震による多忙な時期ではあったが、設計変更に際し、本来の起工目的達成のための十分な技術的検討が不足したまま、設計変更を行ったことが今回の事態を招いた直接の原因と思慮されることから、今後は工事途中の設計変更においても、起工目的達成のための十分な確認を行うためのルール化を図った。</p> <p>また、今後は、より安全で、効果的、経済的な敷地管理に努めるよう局全体での周知徹底を図った。</p>	平成30年10月19日

平成28年度 財政援助団体等監査結果に対する措置状況報告書

消防局 警防部 警防課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><消防団運営交付金としての支出の妥当性について></p> <p>・熊本市消防団</p> <p>消防団を通じて各分団へ交付された運営交付金の使用状況を確認したところ、災害の発生時等に消防団員が出動した際の出動手当、光熱水費等に使用されていた。また、消防団員へ支給された出動手当の額や根拠等について分団ごとに違いがあった。</p> <p>本来、消防団は消防組織法により市町村に設置される機関であることから、その運営に関する必要経費については交付金としてではなく市町村の予算として執行すべきものである。また、同種の出動に係る手当の額や根拠が分団ごとに異なるのは適切ではない。</p> <p>したがって、今後、他都市の状況等を調査し、出動手当を含め運営交付金の支給のあり方を検討されたい。</p>	<p>監査からの指摘を踏まえて、消防団との調整を図るとともに、関係条例、規程の改正を行い、運営交付金の支給の適正化を図った。</p>	<p>平成30年4月1日</p>

指摘事項等	
<p><収支状況の確認方法の未整備について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本市立城南図書館、熊本市城南児童館 <p>熊本市立城南図書館、熊本市城南児童館の指定管理者である城南図書館管理運営共同企業体は、株式会社パブリックビジネスジャパン、株式会社紀伊國屋書店及び九州綜合サービス株式会社の 3 社を構成企業とし、株式会社パブリックビジネスジャパンがその代表者となっている。</p> <p>構成企業 3 社は平成 25 年 8 月 1 日に「共同企業体協定書」を締結し、平成 27 年度分については、平成 27 年 4 月 1 日に、それぞれ代表者と事業内容、契約期間、契約金額を定めた「事務契約に関する覚書」を締結し、当該施設の管理運営を行っている。</p> <p>実際の運営に当たっては、熊本市から支払われた指定管理料を代表者から構成企業へ本覚書に基づいた金額を支払い、構成企業はそれぞれの事業を実施している。</p> <p>モニタリングや監査において、代表者から構成企業あての支払い及び構成企業から専門業者への再委託の状況までは確認できるものの、構成企業内部の経理事務については確認することができなかった。</p> <p>このことは、平成 26 年に熊本市包括外部監査人により実施された包括外部監査「公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について」においても、別施設ではあるが、「指定管理者である管理運営共同企業体を作成した月次報告及び管理経費の収支状況は、各構成企業への支払金額等に基づき作成されており、実際の経費に基づいた数値により作成されていない。その結果、指定管理者である管理運営共同企業体の活動成果を計数面で評価することができない状態となっている。」と指摘されたところでもある。（報告書 170 頁）</p> <p>本市の公の施設の指定管理制度においては、「公の施設の指定管理者制度に関する指針・運用に関する方針」が定められているが、共同企業体の経理の仕方が定められていないため、指定管理者が共同企業体である場合、共同企業体を構成する企業の収支状況が確認できるような見直しを行い、共同企業体による指定管理に対する検証及び評価を適切に行うことができるようにすべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>運用に関する方針（改正後：指定管理者制度運用マニュアル）において、共同企業体が指定管理者となった場合の経理の仕方に関して、収支状況には各構成員が実際に支出した人件費や物件費等の経費を計上すべきことを規定した。</p> <p>また、平成 30 年 4 月に実施したモニタリング研修において関係各課への周知を図った。</p>	平成 30 年 4 月 1 日

平成29年度 財政援助団体等監査結果に対する措置状況報告書

健康福祉局 福祉部 高齢介護福祉課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><不適切な補助対象経費について></p> <p>・熊本市老人クラブ連合会 補助金交付申請書に記載された補助金額の算出根拠を確認したところ、中元・歳暮（以下、贈答品という。）の購入費が含まれており、平成28年度の支出額は141,210円であった。また、贈り先に連合会の役員と監事が含まれていた。</p> <p>補助対象経費で贈答品を購入することは不相当であるため、連合会においてはその購入費を補助金算出基礎から除外し、所管課においては連合会の支出が補助目的に沿ったものとなるよう指導・監督を行われたい。</p>	<p>監査実施直後の平成29年の歳暮より、連合会役員と監事を送り先とした案件を廃止している。</p> <p>なお、連合会役員と監事以外の送り先である文芸大会審査員にかかるものについては存続させているが、支出元を従来 of 広報費から交際費に変更し、交際費については本市補助対象外として整理した。</p>	<p>平成29年11月6日</p>

平成29年度 行政監査結果に対する措置状況報告書

教育委員会事務局 青少年教育課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>[指摘事項1]</p> <p>運営指針等に基づき、出納簿等の定期的な検査や決算報告を行う場合には、適正な会計管理を行うことが必要である。</p> <p>今回、決算報告で見受けられた日付の不整合については、今後同じような誤りが生じないよう適正に処理されたい。</p> <p>また、会計報告書兼監査報告書について、青少年教育課においては、監査の意義を十分に認識され、適正な様式となるよう改正されたい。</p>	<p>会計管理に関しては、巡回指導員によるクラブ訪問時や会計事務を担当するクラブ支援員に対する研修会などを通して、確認・指導を行い、各クラブで理解を深めると共に、関係書類の日付の不整合等が生じないよう、監査時にはクラブの担当者だけでなく当課職員である巡回指導員による検査を実施することとした。</p> <p>また、会計報告書兼監査報告書様式を見直し、監査人は保護者代表にすることとした。</p> <p>今後も、クラブでの適正な会計管理の徹底に努める。</p>	<p>平成30年4月1日</p>

平成 29 年度 行政監査結果に対する措置状況報告書

教育委員会事務局 青少年教育課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>[指摘事項 2]</p> <p>現金で支払った際に徴する領収書については、宛名の記載漏れがないように留意されたい。</p> <p>また、おやつ代等は、熊本市教育委員会公金外現金取扱要綱において、実費徴収現金とされ、その管理に当たっては、公金と同様に適正に行うこととされていることから、現金保管は極力避けられ、立替払いについては現に慎まれない。</p> <p>さらに、勤務時間外や日曜等の休日買い出しに行くことも、長らく現金を持ち出すこととなり、盗難や紛失などの事故や私金との混同のリスクがあるため、慎むべきである。</p> <p>このことについて、実地監査で聞き取りを行ったところ、勤務時間中に買い出しに行く時間がなかなか取れないという状況が背景としてあることが分かった。青少年教育課においては、こうした状況を是正するためにも、指導員等の勤務時間の見直しなど、何らかの方策について検討されたい。</p>	<p>巡回指導員によるクラブ訪問時の会計帳簿の点検において、領収書等の書類の宛名の記載漏れがないよう指導した。</p> <p>また、現金保管を極力避けること、立替払いの禁止についても取扱いの徹底を図るよう指導を行った。</p> <p>公金外現金の取り扱いについてサービスを改め、支援員（H30. 4. 1に指導員から呼称変更）には、公金外現金を勤務時間以外持ち出さないよう児童の見守り以外の買い出しのための一定時間も事務時間として勤務時間と認め、一度児童育成クラブに出勤し、外勤届を提出する改正を行った。</p>	<p>平成 30 年 4 月 1 日</p>

平成29年度 行政監査結果に対する措置状況報告書

教育委員会事務局 青少年教育課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>〔指摘事項3〕</p> <p>クラブでの日常の活動の中で起きる事故や怪我を防止するためには、施設、設備、屋外遊びの場所及び遊具等について日常的に安全を確認することが重要である。このことから、青少年教育課においては、点検者によるバラつきが生じないよう点検項目を記載した「安全点検表」を用いた点検を行い、点検の結果については日誌などへ記録するよう指導するとともに、不具合がある場合には必要な補修等を行われたい。</p>	<p>既存の「危機管理マニュアル」に記載されている、日々の開設時の点検項目を記載した「安全点検表」を用いた点検を行うように、当課巡回指導員が各クラブにおいて、全支援員に対して研修を行った。</p> <p>民間クラブについては、当課実施の会計監査時に「危機管理マニュアル」を紹介し、「安全点検表」を用いた点検を行うよう指導した。</p> <p>施設等の不具合箇所の修繕等については、課に所定様式を提出するよう、巡回指導員を通して全クラブに再度指導を行った。</p>	<p>平成30年4月1日</p>

平成29年度 行政監査結果に対する措置状況報告書

教育委員会事務局 青少年教育課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>[指摘事項4]</p> <p>青少年教育課においては、各児童育成クラブが年2回以上の訓練実施に取り組みやすいよう、標準的な年間計画を示すとともに、各児童育成クラブへ実施報告を求めるなど確実な訓練実施に努められたい。また、学校休業中の場合や出席予定の児童が全員揃っていない状況を想定した訓練及び警察や消防などと連携した訓練など、実施する訓練が効果的な訓練となるよう、具体的な訓練の実施方法についてマニュアル等への記載も検討されたい。</p>	<p>登下校中の事故、ケガや事故等児童育成クラブ活動中の事故、風水害等の自然災害、火災等様々な案件ごとの対応方法を記載した「危機管理マニュアル」を再度確認させるために、巡回指導員が各クラブを訪問し、全支援員に対して研修を行い、年2回以上の訓練の実施、訓練後の報告書の提出、警察や消防等と連携して訓練を実施している他のクラブの例を取り上げ指導を行った。</p> <p>具体的な訓練実施方法等のマニュアルへの記載は来年度分に記載予定（現在作成中）。</p>	<p>平成30年4月1日</p>